

淡路広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会 設置要綱

平成 22 年 3 月 26 日
訓 令 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、淡路広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成 22 年淡路広域水道企業団管理規程第 13 号。以下「管理規程」という。）に定める淡路広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 管理規程第 8 条の規定による指定の取消し
- (2) 管理規程第 9 条の規定による指定の停止
- (3) 管理規程第 18 条の規定による表彰
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるもの

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 事務局長
 - (2) 総務課長
 - (3) 工務課長
 - (4) センター長
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、事務局長をもって充てる。
 - 4 副委員長は、総務課長をもって充てる。

(委員長の職務)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の

決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第7条 委員会は、会議の経過及び結果を企業長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。